

千葉県土地利用基本計画について

平成28年11月18日

千葉県国土利用計画地方審議会資料

国土利用計画・土地利用基本計画の体系

国土利用計画

(国) **全国計画**
(法第5条)

- ◇ 国土の利用に関する基本構想
- ◇ 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

基本とする

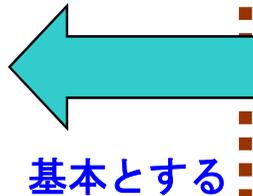
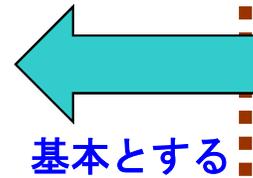
(都道府県) **都道府県計画**
(法第7条)

- ◇ 県土の利用に関する基本構想
- ◇ 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

基本とする

(市町村) **市町村計画**
(法第8条)

- ◇ 市町村の土地利用に関する基本構想
- ◇ 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標



(都道府県) **土地利用基本計画(計画書・計画図)**

(法第9条)

(計画図)

- ◇ 五地域区分の明確化

都市地域 農業地域 森林地域

自然公園地域 自然保全地域の5つの地域を定める。

(計画書)

- ◇ 各地域における土地利用の原則
- ◇ 重複する地域における土地利用の調整方針

個別規制法による計画

- ◇ 都市計画 (都市計画法)
- ◇ 農振計画 (農業振興法)
- ◇ 森林計画 (森林法)
- ◇ 自然公園計画 (自然公園法)
- ◇ 自然環境保全計画 (自然環境保全法)

五地域区分の定義

- (1) 都市地域 一体の都市として、総合的に開発し整備し及び保全する必要がある地域（都市計画区域に相当）
- (2) 農業地域 農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域（農業振興地域に相当）
- (3) 森林地域 森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域
（国有林、地域森林計画対象民有林に相当）
- (4) 自然公園地域 優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に相当）
- (5) 自然保全地域 良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県条例で定める自然環境保全地域に相当）

千葉県土地利用基本計画の変更手続きフロー

